

平成 28 年 監 査 公 表 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した学校監査（平野小学校・下大利小学校・大城小学校・御陵中学校）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

平成 28 年 2 月 5 日

大野城市監査委員 藤 野 吉 隆

大野城市監査委員 高 山 やす子

学校監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく学校監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

平野小学校、下大利小学校、大城小学校、御陵中学校

(2) 監査の範囲

平成 27 年度における事務の執行、事業の管理、及び関係法令・例規等に基づく処理について

(3) 監査の期間

平成 27 年 11 月 19 日(木)から平成 28 年 1 月 29 日(金)まで

平成 27 年 12 月 7 日(月) 学校監査に関する協議

平成 28 年 1 月 12 日(火) 学校監査に関する協議

平成 28 年 1 月 14 日(木) 平野小学校、下大利小学校

平成 28 年 1 月 15 日(金) 御陵中学校、大城小学校

平成 28 年 1 月 27 日(水) 講評に関する協議

平成 28 年 1 月 29 日(金) 講評

(4) 監査の方法

監査の対象校から平成 27 年 10 月末における平成 27 年度予算の執行状況及び事業の成果等について、あらかじめ次の監査資料の提出を受け、計数の正確性及び内容の検討を含めて監査した。また、監査資料を基に 11 項目にわたり調査事項を提示し、学校長をはじめ、教職員、事務職員、並びに教育委員会の職員の出席のもと、関係事務文書等の監査並びに事情聴取等を実施した。併せて、学校施設を視察し、設備や備品の管理状況について実査を行った。

○監査資料

- (ア) 職員担当業務一覧表
- (イ) 校務分掌表
- (ウ) 職員数調べ
- (エ) 主な行事の成果及び実績調べ
- (オ) 歳出予算執行状況調べ
- (カ) 備品購入一覧表
- (キ) 公有財産調べ（土地・建物）
- (ク) 工事台帳
- (ケ) 食糧費に関する調べ
- (コ) 平成 27 年度学校要覧

○調査事項

- (1) 学校の概要及び「主要な行事の成果及び実績」について
- (2) ふるさと創生学校じまん事業について
- (3) 平成 27 年度配当予算執行状況について
- (4) 学校行事等における学校施設以外の施設の利用状況及び届出について
- (5) 施設及び設備の管理簿について
- (6) 警備及び防火計画について
- (7) 文書の收受及び発送について
- (8) 郵券類受払調査について
- (9) 児童生徒就学援助（学校長経由）について
- (10) 備品検査（備品台帳との確認）
- (11) 現場調査

2. 監査の結果

全体として、学校運営における事務の執行については、概ね適正であり、また、予算の執行状況及び事業の成果、施設等の管理状況についても概ね適正であると認められた。

各調査事項の調査結果(概要)は、次のとおりである。

(1) 学校の概要

学校名	学級数	生徒・児童数	教職員数 (事務職員を含む)	その他の職員数 (給食調理員・ 図書司書等)
平野小学校	22	595	31	6
下大利小学校	12	278	18	3
大城小学校	16	396	23	10
御陵中学校	11	292	26	3

各学校における主要な行事については、年間の事業計画に基づき、それぞれの目的に沿って着実に実施されていることを確認した。また、各学校とも「教育目標」や「めざす子ども像」を掲げ、それぞれの学校の伝統や地域性を活かした教育活動が行われており、家庭や地域との連携にも取り組まれていた。

(2) ふるさと創生学校じまん事業については、市から補助金を受けて実施されているが、補助金に係る交付関係書類及び預金口座通帳等を調査した結果、各学校とも概ね適正に執行されていることを確認した。また、各学校では、地域との交流や体験活動、大野城市の歴史を学ぶ事業、自然教室の実施などそれぞれ特色を持った学校づくりに職員一丸となって取り組まれていることを確認した。

(3) 教育委員会から各学校へ配当された学校保健費、学校給食費、教育指導費、学校管理費、教育振興費及び特別支援学級費の予算執行状況については、概ね適正に執行されていることを確認した。

(4) 学校行事等における学校施設以外の施設の利用状況及び届出については、「大野城市立小中学校管理規則」に基づき、各学校とも概ね適切な事務処理がなされていることを確認した。

(5) 学校施設及び設備の管理については、各学校とも管理簿が調製されており、概ね適正な管理体制が取られていることを確認した。

- (6) 警備及び防火計画については、各学校とも計画書の作成、提出がなされていることを確認した。また、危機管理マニュアルの作成、避難訓練等を実施し、日頃から児童・生徒の安全確保に細心の注意を払われていることを確認した。
- (7) 文書の收受、発送については、大野城市立学校処務規程に基づき、概ね適正な事務処理が行われていることを確認した。
- (8) 郵便切手等については、各学校とも受払簿が作成され、適正に管理されていた。
- (9) 児童生徒就学援助（学校長経由）については、各学校とも適正に執行されていることを確認した。
- (10) 各学校における備品の管理状況を確認するため、資料室等における備品について、備品台帳との照合を行ったところ、各学校とも概ね適正な管理がなされていた。
- (11) 本年度に実施された施設や設備の工事箇所について、内容の説明を受け、現地の調査を行ったところ、適切に執行されていることを確認した。

3. 結び

平成 27 年度学校監査の結果は、以上のとおりである。

なお、監査中に行った事務処理上の注意や検討を求めた事項については、「大野城市立小中学校管理規則」及び「大野城市立学校処務規程」等を再確認の上、速やかに対応されるよう要望する。

今後とも、学校運営事務改善に向けて一層の努力を払われることを期待し、結びとする。